

妙法山と號し、日蓮宗に屬する。貞享二年の由來書に、正保二年瀧谷妙成寺十七代日傳の創立とする。初め淺野川鹽屋町の近邊なる勘解由町に在つたが、次いで卯辰今の上小川町に移り、明治八年又今の所に轉じた。

レンゲジ 蓮花寺 白山中宮八院の一つで、源平盛衰記に南四寺の中蓮松寺としてゐるが、松は花の誤であらう。寺地は能美郡輕海郷内ではあるが、村名は詳かでない。

レンゲジ 蓮花寺 石川郡中奥郷に屬する部寄。郷村名義抄に、村名は古へこの所に蓮華寺があつたから起るとする。

レンゲジ 蓮花寺 河北郡笠野郷に屬する部寄。

レンゲジ 蓮華寺 石川郡河内庄三宮で、白山宮から西南にあり、今は品となつたが蓮華寺の字を残して居る。大石の地藏が品中にある。

レンゲボウ 蓮華坊 鳳至郡當目の内の小字。

レンゲヤマ 蓮華山 羽咋郡子浦の東南に二小丘があり、一を大蓮華、一を小蓮華といふ。この二丘は相連續してゐるもので、それを總稱して蓮華山と名づける。能登誌に、『子浦村二町許山手に蓮華峰といふに、泉龍寺といふ新寺建立あり。』とある。

レンコ 蓮湖 河北潟の雅名。改作所年代摘要に、寛文十一年粟々崎瀧筋に蓮を植ゑたとあり、それから蓮湖の稱が起つたといふ。併しさうした小區域に栽培した蓮を、全湖の名に採つたとも信じ難い。寧ろ今も北間村附近に残存する鬼蓮が、大に繁茂してゐたから名稱ではあるまいか。

レンゴ 蓮悟 諱は兼縁。蓮如の第七男。應仁元年を以て生まれ、童名を光壽丸といふた。兄蓮乘に養はれて嗣となり、文明十三年薨して公名を右兵衛督と號し、河北郡二俣本泉寺を主り、後専ら若松本泉寺に住して、若松坊・若松蓮悟などと呼ばれ、又崎田坊・中頭坊・清澤坊を創立し、永正十四年清澤上人の號を賜はつたが、天文六年八月以降本願寺に對して反抗の勢を示し、牢人を糾合したものの如く、遂に牢居して慶光坊といひ、十二年七月十八日和泉の堺で寂した。享年七十六。而してその牢人等は、二十年に至り纔に本願寺から後生御免の命を得た。蓮悟の著には蓮如上人御一代問書・蓮如上人遺徳記がある。

レンコウ 蓮綱 初め蓮康又は蓮秀、諱は兼祐。蓮如の三男。もと華開院立譽に學んで立譽と稱したこともある。後に北隣坊とも號した。寶徳二年を以て生まれ、能美郡波佐谷の松岡寺及び山内の鮎瀧坊を創め、享祿四年十月十八日、享年八十二を以て寂した。

レンコウジ 蓮江寺 鳳至郡輪島に在つて、曹洞宗に屬する。もととは教院で中絶してゐたのを、寶圓寺の象山徐芸が前田利家の葬儀を掌つた後、隱居してこの寺を開いた。寺地の寄進に就いては慶長五年四月十日の芳春院の書狀がある。能登名跡志に、『禪宗蓮江寺は河合町に在り。寺領十五石。開山象山和尚にて、利家公畫像安置あり。』と見えるが、寺領は十石の外に出分四石五斗なのである。寺藏絹本着色前田利家肖像は堅七三幅・横三七幅で、慶長四己亥夷則下幹前大徳先甫叟宗賢の讀のあるものである。その他絹本着色釋尊兩尊者

像堅八五幅・横三九幅は宋畫、絹本着色十六羅漢像双幅各堅九八幅・横四一幅は鎌倉末期と認められる。

レンコウジ 蓮光寺 江沼郡大聖寺の下屋敷に在つて、日蓮宗に屬する。正保元年日然が前田利治に寺地を得て創立した所である。

レンコウジ 蓮光寺 能美郡蛭川に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治十一年三月寺號公稱の許可を得た。

レンコウジ 蓮光寺 羽咋郡島越にあつて、眞宗東派に屬する。

レンコウジ 蓮光寺 鹿島郡四柳に在つて、眞宗西派に屬する。もと久江に居たが、天保十年今の所に移つた。

レンコウジ 蓮光寺 鳳至郡鶴川に在つて、眞宗東派に屬する。山號は瀧池山。能登名跡志に、『蓮光寺といふ一向坊あり。是に蓮如の火難の名號といふあり。』と記する。

レンコウジヤマ 蓮光寺山 鳳至郡鶴川部落の北方に在る山。高さ六四米。地質第三紀層。

レンコリユウドクセツ 蓮湖流毒説 一冊。黒川良安著。嘉永五年七月錢屋五兵衛等が河北潟に毒油を投じた爲、多く死魚を生じたとの噂があつた際、著者は八月廿二日自ら舟を浮べてその實地を視察し、魚介の死滅したるは、湖水が海に流出することを妨げられた爲、寮眞西耶鳥と稱する水垢を生じたによると斷じたものである。

レンコン 蓮根 河北郡小坂の産を最も著名とする。蓋し延寶四年前田綱紀が下國の際、御長柄小者嘉兵衛をして尾張或は美濃から種子を持歸らしめたに起り、嘉兵衛は小坂の人であつたと口碑する。併し延寶四年に綱紀の東海道を旅行した事實はないから、この點に關し前記の傳説には疑問がある。この蓮は白花のもので、今は地蓮と稱し、僅かに残つて居るが、その根は一米許の地下を這ふので、明治廿二年同部落の農表與兵衛が、越後から淺根蓮根を齎し、廿九年太田平右衛門も關東から大形淺根を移入したので、殆ど紅花のものゝみになつた。

レンザ 連座 (一)庶民の連座一犯人の罪狀重大なる時刑をその子に及ぼすを連座といふたが、母の罪は子に及ばず、父の罪も女子に及ばざるを定則とした。その庶民に就いては、前田利常施治の中頃から死刑者の男子を助命した例はなかつたが、萬治二年より磔刑に當る者の子は、他家に養はれてゐても同罪とするを通則とし、特別の場合にのみ助命減刑することに定めた。又寛文十一年磔刑者の子を斬刑とし、梟首者の子は概ね助命するが罪狀重き時は亦斬刑とした。但し斬刑の者には連座の法がなかつた。寛保元年磔刑の宣告を得たるも未だ刑を執行せざる前に、その妻の生んだ子は連座せしめぬこととし、文政五年磔刑者の子を斬する法を廢した。しかし翌六年博奕を行つた農民のある時、その居村を悉く連座せしめることとしたが、これは生命刑ではない。

(二)足輕の連座一連座の法は、犯罪者が名字持なる場合に大に峻嚴であつた。今足輕に就いて言へば、寛文六年足輕の斬刑者の子は、今後助命し、若しその子にして扶持を受くる者は之を召放すとせられたに拘らず、延寶二年には、父の罪狀の輕重に拘らず、足輕以上